

2 教育委員会事務局 各所属の紹介

2 教育委員会事務局 各所属の紹介

2-1 教育総務課

(1) 高等教育への経済的支援

経済的な理由により、修学困難な生徒や家庭に対し、奨学資金や入学準備金を貸付し、だれもが等しく高等教育を受けることができるよう経済的な支援をしています。

・奨学金貸付制度

■貸付額

区分		奨学金の額
高等学校 高等専門学校 (1学年～3学年) 専修学校高等課程	国公立	月額 10,000円
	私立	月額 15,000円
短期大学 高等専門学校 (4学年～5学年) 専修学校専門課程	国公立	月額 20,000円
	私立	月額 25,000円

■貸付期間：当該学校における正規の修学期間を終了するまで

■返済期間：当該学校を卒業後6月据置、10年以内に毎月分割返済

(平成19年度以前貸付分は、当該学校を卒業後6月据置、5年以内に毎月分割返済)

・入学準備金貸付制度

■貸付限度額

区分		入学準備金の額
高等学校 高等専門学校 (1学年～3学年) 専修学校高等課程	国公立	300,000円
	私立	500,000円
短期大学 高等専門学校 (4学年～5学年) 専修学校専門課程	国公立	400,000円
	私立	600,000円

■返済期間：貸付決定した翌年度の10月から、毎月10,000円ずつ分割返済

(2) 学校施設の維持管理及び学習環境整備

教育総務課では、学校が安全で安心な場であり続けられるよう維持管理業務を担当しています。学校施設の修繕のほか、エレベーターや消防、給排水といった設備の保守点検、樹木剪定や窓ガラス清掃など快適な環境維持のための業務を行っています。

また、学習環境の充実につながる学校備品等の整備や管理を行っています。

代表的な業務は以下のとおりです。

■ I C T 環境の整備

戸田市の小・中学校では、様々な教育 I C T 機器が整備されています。各教室には、学習用のパソコンや実物投影機、ワイヤレスペンタブレット、タブレットパソコン、それらと連携した大型提示装置（テレビ）などが配置され、また、これら I C T 機器の使用に必要な高速無線 L A N 環境の整備なども行っています。また、職員室には教職員一人 1 台ずつのパソコンや出退勤用システムなども整備されています。

■ 教室の冷暖房完備

市内全小・中学校の全ての教室に冷暖房機を設置しており、昨今の夏の猛暑時にも快適に授業を行える環境が整備されています。運用面では、地球環境問題や省エネルギー対策を考慮し、冷暖房機使用基準に沿って使用しています。

■ 防 犯 対 策

市内全小・中学校には防犯カメラを設置しているほか、小学校については警備員も配備しており、児童・生徒が安心して学校生活を送るための対策をとっています。

(3) 学校施設の整備事業

校舎の老朽化や児童・生徒数の増加に伴い、建て替え工事や増築工事等を計画的に実施しています。戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事については、令和 2 年度に新校舎が完成し、令和 3 年度は旧校舎の解体やグラウンド整備工事を実施する予定です。戸田第一小学校改築等工事については、令和 3 年 6 月に仮設校舎が完成し、10 月には改築等工事に着工予定です。新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事については、令和 3 年 10 月に増築等工事に着工予定です。

また、猛暑対策の一環として、学校の体育館への空調設備設置を進めており、令和 3 年度は小学校の体育館への設置工事を実施する予定です。

令和 3 年度の主な工事は以下のとおりです。

- ・ 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事
- ・ 戸田第一小学校改築等工事
- ・ 新曽小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事
- ・ 小学校屋内運動場空調設備設置工事

II 特徴的な事業の紹介

・未来へはばたく人財育成資金給付制度

戸田市名誉市民である戸田中央総合病院グループ会長の中村隆俊様から、本市在住の中学生及び高校生の教育の向上・振興のため、平成29年1月に2億円の寄附をいただきました。

グローバルな今の時代、未来の宝である子供たち、特に経済的な理由により修学困難な子供でも平等に世界に飛び込める後押しとなる制度を創設してほしいとの中村様の御意向を受け、戸田市民の世帯の子等で進学意欲、能力等を有しながら、経済的な理由によって進学又は修学が困難な者に未来へはばたく人財育成資金（国公立高等学校奨学給付金・海外体験給付金）を給付し、教育を受ける機会の均等を図るとともに有用な人財を育成することを目的としています。

①国公立高等学校奨学給付金（平成30年度進学者から実施）

国公立の高等学校や高等専門学校で学ぶ生徒の教科書代や学用品、学校外活動にかかる費用の一部を給付します。

■対象者

戸田市立中学校に在籍し、国公立の高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）に入学を許可された生徒

*申請に際し、学校長の推薦が必要となります。また、選考を実施します。

■家計基準

生活保護世帯・市町村民税所得割非課税世帯・
保護者が就学援助を受けている方（令和3年度から追加）

■給付額

月額15,000円（年額180,000円）

②海外体験給付金（平成30年度参加者から実施）

戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業（中学生海外体験派遣事業・青少年代表団海外交流派遣事業）に費用負担なく参加できるよう、自己負担分の全額を給付します。

■対象者

戸田市国際交流協会が実施する青少年海外派遣事業への参加を許可された生徒

■家計基準

生活保護世帯・市町村民税所得割非課税世帯・
保護者が就学援助を受けている方（令和3年度から追加）

■給付額

海外派遣事業に係る費用のうち、パスポートの取得等個人的な費用を除く自己負担分の全額

・海外留学奨学制度

故金子正夫様からの寄附金をもとに、戸田市民の世帯の子等で海外の大学・短期大学・大学院に留学するものに奨学資金及び渡航費用（以下「奨学資金等」という。）を給与し、豊かな心や幅広い視野を持った戸田市の将来の発展に資する有用な人材を育成することを目的としています。

■応募資格

- ・ 父母（父母に準ずる者を含む。）及び本人が住民基本台帳法に基づく市の住民基本台帳に引き続き2年以上記録され、日本国籍を有する者であること。
- ・ 本人及びその世帯の者が市税を完納していること。
- ・ 学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、大学院若しくは高等専門学校に在籍する者若しくは卒業後7年を経過しない者又は高等学校卒業程度認定試験規則の規定による高等学校卒業程度認定試験の合格後7年を経過しない者であること。
- ・ 留学希望国の国語で意思の伝達ができる者で、成績優秀、品行方正及び留学に耐え得る健康な者であること。
- ・ 学資が不十分な者であること。
- ・ 留学先の大学で受け入れる旨の証明書を有するか、または取得できる見込があること。
- ・ 市内に居住する連帯保証人が1人以上あること（保護者可）。

■留学期間

1年（1学年）以上（給与期間は2年を限度とする。）

■募集人員

若干名

■給与限度額（給与が決定された場合でも、選考結果により満額給与されない場合あり）

- ・ 留学期間が1年（1学年）以上2年（2学年）未満の場合は、100万円
- ・ 留学期間が2年（2学年）以上の場合は、1年目100万円、2年目50万円